

昭和三十二年国家公安委員会規則第三号

犯罪捜査共助規則  
目次  
犯罪捜査共助規則を次のように定める。

第1章 総則（第1条—第3条）

第2節 共助の依頼  
手配等（第1条—第3条）

専門捜査員の派遣（第12条—第13条の2）  
補則（第14条—第18条）

第3章 広域犯罪に係る捜査の連携  
第1節 広域重要犯罪の捜査（第19条—第26条）  
第2節 広域組織犯罪等の捜査（第26条の2—第26条の9）  
広域初動捜査等（第27条—第30条）

附則  
第1章 総則  
(目的)  
この規則は、警察が行う犯罪の捜査に關し、警察廳及び管区警察局と都道府県警察等（関東管区警察局及び都道府県警察をいう。以下同じ。）並びに都道府県警察等相互間における連絡共助を緊密にし、もつて捜査の効率的運営を期することを目的とする。  
(共助の基本)

第2条 警察廳及び管区警察局と都道府県警察等並びに都道府県警察等相互間における犯罪捜査の連絡共助に關しては、信義を重んじ、誠実にこれに当たらなければならぬ。

(他の都道府県警察の管轄区域における捜査に係る連絡)  
第3条 都道府県警察は、他の都道府県警察の管轄区域において犯罪の捜査を行うときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後速やかに）、当該都道府県警察に連絡するものとする。

第2章 共助の依頼  
第1節 通則

(共助の依頼)  
第4条 都道府県警察等は、当該都道府県警察等が行う犯罪の捜査に關し、他の都道府県警察等に對し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盜品等（盜品その他財産に対する罪に當たる行為によつて領得された物をいう。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。  
2 共助の依頼は、原則として、警察本部等（関東管区警察局並びに警視庁及び道府県警察本部をいう。以下同じ。）が、他の警察本部等に對して行うものとする。  
3 共助の依頼をするに當つては、依頼の趣旨、内容その他の必要な事項を明確にし、及び依頼を受けた都道府県警察等の事務の遂行に支障を及ぼさないようになければならない。  
4 都道府県警察等は、他の都道府県警察等に対し共助の依頼をするため必要がある場合においては、警察庁又は管区警察局にそのあつせんを求めることができる。

(緊急事件手配)  
第5条 都道府県警察等は、その管轄区域における犯罪の捜査につき、他の都道府県警察等に対し緊急の措置を依頼する必要があるときは、緊急事件手配書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。別記様式第1号）により、必要な措置を求めるものとする。  
事件手配)  
第6条 都道府県警察等は、他の都道府県警察等に対し、容疑者及び捜査資料その他参考事項について通報を求める場合には、事件の概要及び通報を求める事項を明らかにして、事件手配を行うものとする。

(指名手配)

第8条 前条に規定する指名手配を行うに當たつては、被疑者を逮捕した場合における身柄の処置につき、次のいずれであるかを明らかにしなければならない。  
(1) 第1種手配（身柄の護送を求める場合の手配をいう。）  
(2) 第2種手配（身柄を引取りに行く場合の手配をいう。）

2 指名手配は、原則として第1種手配によるものとする。  
3 第2種手配は、逮捕地において捜査する必要がある等特別の事情がある場合であつて、逮捕後身柄を引取りに行つても事件処理に余裕があるときに限り、これを行なうことができる。

4 第2種手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等は、手配をした都道府県警察等が遠隔であるため、通常の方法による身柄の引取りを待つこととした場合に、明らかに刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条の規定による時間の制限を超えることとなると認められるときには、これを第1種手配として取り扱うことができる。この場合において、その旨を速やかに手配をした都道府県警察等に通告するものとする。

(身柄引渡しの原則)

第9条 指名手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等（以下「逮捕警察」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の身柄をその指名手配をした都道府県警察等（以下「手配警察」という。）に引き渡さなければならない。  
(1) 逮捕警察が、手配を受けた犯罪より法定刑が重い別の犯罪をその管轄区域において犯した被疑者を逮捕したとき。  
(2) 逮捕警察が、手配を受けた犯罪と法定刑が同等以上の別の犯罪で手配をしていた被疑者を逮捕したとき。  
(3) 逮捕警察が、手配被疑者に關連する犯罪で、既にその正犯又は共同正犯である被疑者の一部を逮捕しているとき。

2 同一被疑者について、二以上の手配警察がある場合には、次の各号に定める手配警察にその身柄を引き渡さなければならない。  
(1) 手配を受けた犯罪について、その法定刑に輕重があるとき（次号に規定する場合に該当する場合を除く。）は、重い犯罪を手配した警察  
(2) 手配を受けた犯罪で、既にその正犯又は共同正犯である被疑者の一部を逮捕している警察  
(3) 前2号に規定する場合のほかは、先に手配をした警察

3 前2項に規定する身柄引渡しの原則により難い事情があるときは、逮捕警察と手配警察又は手配警察相互間の協議により決するものとする。

4 前項の協議が整わないときは、警察庁又は管区警察局の決するところによるものとする。  
(逮捕の通告)

第10条 逮捕警察は、手配警察に、指名手配があつた被疑者を逮捕した旨を速やかに通告しなければならない。この場合において、逮捕警察が身柄を必要とするときは、その理由を併せて通告するものとする。

## (指名通報)

**第11条** 他の都道府県警察等に対し、身柄の引渡しを求めるない被疑者について、その事件の処理を委ねる旨の手配は、指名通報書（規範別記様式第2号）により行うものとする。

2 前項に規定する指名通報は、被疑者の氏名等が明らかであり、かつ、犯罪事実が確定なものについてのみ行うものとする。

3 第1項の指名通報があつた事件については、あらかじめ、通報を発した都道府県警察等に、逮捕状の有無、容疑事実の内容、関係書類その他捜査資料の有無等を照会して処理するものとする。

4 指名通報を行つた被疑者については、事件処理に必要な証拠資料、関係書類等を完全に整備しておき、被疑者を発見した警察から要求のあつたときは、速やかに事件引継書（規範別記様式第5号）とともに、証拠資料、関係書類等をその警察に送付しなければならない。

## 第3節 専門捜査員の派遣

## (専門重要犯罪の報告)

**第12条** 都道府県警察は、航空機事故、列車事故その他のその捜査に関し専門的な知識若しくは技能又は経験を必要とする重要な事案で警察庁長官（以下「長官」という。）が定めるものに係る犯罪（以下「専門重要犯罪」という。）を認知したとき（第26条の2から第26条の4までに規定する場合を除く。）は、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

（専門捜査員の派遣の要求）

**第13条** 都道府県公安委員会は、専門重要犯罪の捜査を適確に行うため必要があると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第60条第1項の規定により、警察庁、管区警察局又は他の都道府県警察に対し、専門重要犯罪の捜査に関し専門的な知識若しくは技能又は経験を有する警察職員（以下「専門捜査員」という。）の派遣の要求をするものとする。

2 警察庁、管区警察局及び都道府県警察は、前項の要求があつたときは、その事務の遂行に著しい支障のない限り、専門捜査員を派遣しなければならない。

3 警察庁、管区警察局及び都道府県警察は、相互の連絡の方法に係る措置、専門捜査員に関する資料の交換その他の専門捜査員の派遣を迅速かつ円滑に行うために必要な措置を講ずるものとする。

## (専門捜査員の派遣に関する指示)

**第13条の2** 長官は、専門重要犯罪を認知した場合において、当該専門重要犯罪の捜査を適確に行うため必要があると認めるとき（第26条の7に規定する場合を除く。）は、当該専門重要犯罪の捜査を行う都道府県警察に対し、専門捜査員の派遣の要求をすべきことを指示するものとする。

2 長官は、専門捜査員の派遣の要求をする都道府県警察から第4条第4項の規定によりあつせんを求められた場合において、専門重要犯罪の捜査を適確に行うため特に必要があると認められるとき（第26条の7に規定する場合を除く。）は、当該要求を受ける都道府県警察に対し、専門捜査員を派遣するよう指示するものとする。

## 第4節 补則

## (手配等の適正)

**第14条** 第5条から第7条まで及び第11条に規定する手配又は通報については、その実効を期するため、犯罪の種別、軽重、緊急の度合等に応じ、手配の範囲、種別及び方法を合理的に定め、いやしくも濫用にわたることのないように注意しなければならない。

（手配等の解除）

**第15条** 第5条から第7条まで及び第11条に規定する手配又は通報に係る事件については、被疑者を逮捕し、事件を解決したときは、その手配又は通報をした都道府県警察等は、速やかに、かつ、確実に、その手配又は通報の解除を行わなければならない。

3 2 逮捕状の有効期間が経過し、逮捕状の再発付を受けない場合も、また、前項と同様とする。

3 前2項のほか、共助の依頼をした場合において、その必要がなくなったときは、第1項の規定に準じ、必要な手続をとらなければならない。

## (参考通報)

**第16条** 都道府県警察等は、他の都道府県警察等の管轄に属する犯罪事件について、その被疑者、証拠物その他捜査上参考となるべき事項を発見したときは、直ちに、適当な措置をとるとともに、その旨を当該都道府県警察等に通報しなければならない。

2 都道府県警察等は、前項の通報のほか、重要事件、他に波及するおそれのある事件その他犯罪の捜査又は予防上参考となるべき事件又は事項についても、関係都道府県警察等に通報するものとする。

## (被疑者の護送費用)

**第17条** 逮捕警察が被疑者を護送した場合においては、その護送に要した費用は、引渡しを受けた都道府県警察等が、その定める一定の基準により、これを負担するものとする。

## (留置の依頼)

**第18条** 都道府県警察等は、被疑者の護送その他捜査のため必要があるときは、他の都道府県警察等に対し、被疑者の留置の依頼をすることができる。

2 前項の依頼による被疑者の留置に特に要した費用は、当該依頼をした都道府県警察等の負担とする。この場合において、逮捕警察が当該依頼をしたときは、手配警察の負担とする。

## 第3章 広域犯罪に係る捜査の連携

## 第1節 広域重要犯罪の捜査

## (広域重要犯罪の報告等)

**第19条** 都道府県警察は、数都道府県の地域に關係のある重要な犯罪で長官が定めるもの（以下「広域重要犯罪」という。）を認知したとき（第26条の2から第26条の4までに規定する場合を除く。）は、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

2 広域重要犯罪を認知した場合において、その捜査を効率的に行うため必要があると認めるとときは、関係都道府県警察は、緊密な連絡を取り、共同してこれを行うものとする。

## (合同捜査)

**第20条** 前条第2項の場合において、関係都道府県警察の捜査事項の全部又は大部分が一致する

と認められるときは、関係都道府県警察の警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、法第61条の2第1項の規定により、協定を締結し、当該協定に従つて当該広域重要犯罪の捜査に關し関係都道府県警察の一の警察官に指揮を行わせるものとする。

2 関係都道府県警察の警察本部長は、合同捜査（前項の一の警察官の指揮に係る広域重要犯罪の捜査をいう。以下同じ。）を行わせるため、合同捜査本部又は合同捜査班（以下「合同捜査本部等」という。）を設置しなければならない。

3 合同捜査本部等の長は、合同捜査本部長又は合同捜査班長（以下「合同捜査本部長等」とい

う。）とし、第1項の警察官をもつて充てるものとする。

4 第1項の協定において定める事項は、次のとおりとする。

## (1) 合同捜査に係る都道府県警察

(2) 合同捜査に係る事件

(3) 合同捜査本部長等が指揮を行ふに當たつて遵守すべき事項

(4) 合同捜査本部長等の指名

(5) 合同捜査本部等の編成

(6) 合同捜査本部等の設置場所

(7) 合同捜査本部等の解散

(8) 前各号に掲げるもののほか、合同捜査を行うため必要な事項



- (1) 広域組織犯罪等の捜査に関する法第60条の3、法第61条その他の法の規定によりその管轄区域外に権限を及ぼすとするとき。
- (2) 広域組織犯罪等の捜査に関する法第60条第1項の規定により他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするとき。
- (3) 広域組織犯罪等の捜査に関する法第61条の2第1項の規定により協定を締結し若しくは廃止し、又は当該協定の内容を変更しようとするとき。
- (4) 広域組織犯罪等の捜査に関する共同捜査を行おうとし、又は終了しようとするとき。
- 第26条の6** 関東管区警察局は、第26条の4に規定する犯罪（以下「重大サイバー事案に係る犯罪」という。）があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁に報告しなければならない。
- 2 関東管区警察局は、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に着手したときは、速やかに、捜査本部の設置の状況その他その捜査を行うための態勢に関する事項を警察庁に報告しなければならない。
- （捜査態勢に関する指示）**
- 第26条の7** 長官は、広域組織犯罪等（重大サイバー事案に係る犯罪を除く。）の捜査に関する事項について必要な指示を行うものとする。
- (1) 捜査本部の設置及びその構成
- (2) 当該捜査を合同捜査又は共同捜査により行うべきこと。
- (3) 合同捜査が行われる場合にあつては、合同捜査本部の設置及び合同捜査本部長の指名その他他の合同捜査本部の構成
- (4) 関係都道府県警察間の任務分担
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域組織犯罪等の捜査を行うための態勢に関する事項
- 2 長官は、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に着手する必要があると認めるときは、法第16条第2項及び第61条の3第1項の規定に基づき、都道府県警察等に対し、次に掲げる事項について必要な指示を行うものとする。
- (1) 捜査本部の設置及びその構成
- (2) 当該捜査を合同捜査又は法第61条の3第3項の一の警察官の指揮による重大サイバー事案に係る犯罪の捜査（以下「重大サイバー事案に係る合同捜査」という。）若しくは第26条の9第1項の規定により行う捜査（以下「重大サイバー事案に係る共同捜査」という。）により行うべきこと。
- (3) 合同捜査が行われる場合にあつては、合同捜査本部の設置及び合同捜査本部長の指名その他他の合同捜査本部の構成
- (4) 関東管区警察局及び関係都道府県警察間の任務分担
- (5) 前各号に掲げるもののほか、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査を行うための態勢に関する事項
- （重大サイバー事案に係る合同捜査）**
- 第26条の8** 関東管区警察局長及び関係都道府県警察の警察本部長は、重大サイバー事案に係る事案に係る合同捜査と、同項第3号及び第4号中「合同捜査本部長等」とあるのは「合同捜査本部長」と、同項第5号から第7号までの規定中「合同捜査本部等」とあるのは「合同捜査本部」と、同条第5項中「関係都道府県警察」とあるのは「関東管区警察局長及び関係都道府県警察」と読み替えるものとする。
- 4 第21条及び第23条の規定は、重大サイバー事案に係る合同捜査について準用する。この場合において、第21条中「関係都道府県警察」とあるのは「関東管区警察局及び関係都道府県警察」と読み替えるものとする。
- （関係都道府県警察の警察本部長）**とあるのは「関東管区警察局長及び関係都道府県警察の警察本部長」と、「関係都道府県警察の捜査主任官」とあるのは「関東管区警察局又は関係都道府県警察の捜査主任官」と読み替えるものとする。
- （関東管区警察局若しくは関係都道府県警察が規範第22条第1項の捜査本部を設置している場合又は関係都道府県警察が第20条第2項の合同捜査本部等を設置している場合において、当該捜査本部又は当該合同捜査本部等に係る事件に関する事項に關し法第61条の3第3項の方針が定められたときは、当該捜査本部又は当該合同捜査本部等は解散する。）**
- 第26条の8** 第1項に規定する合同捜査本部に係る事件に関する発表を行おうとする場合における規範第275条の規定により読み替えて適用する規範第25条の規定の適用については、同条中「捜査本部」とあるのは「合同捜査本部（犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第26条の8第1項に規定する合同捜査本部をいう。第36条第1項第1号において同じ。）」と、「捜査本部長」とあるのは「合同捜査本部長（同規則第26条の8第2項に規定する合同捜査本部長をいう。）」とする。
- 第26条の9** 第1項に規定する合同捜査本部が設置される場合における規範第36条第1項の規定の適用については、同項第1号中「捜査本部」とあるのは、「捜査本部又は合同捜査本部」とする。
- 2 関東管区警察局は、重大サイバー事案に係る共同捜査を行おうとし、又は終了しようとするときは、あらかじめ（緊急やむを得ない場合においては、事後速やかに）、警察庁にその旨を報告しなければならない。
- （広域捜査隊の編成等）**
- 第27条** 管轄区域が隣接し又は近接する都道府県警察は、法第60条の2の規定により、境界の周辺の区域における犯罪の初動捜査（事件の発生を認知した段階における捜査一般をいう。）その他の犯人を当該区域において発見し検挙するための捜査（以下「広域初動捜査等」という。）を共同して行うため必要があると認めるときは、同条の規定に基づき締結した協定（以下この節において「公安委員会協定」という。）に従つて、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすものとする。
- 2 前項の規定により共同して行う広域初動捜査等は、広域捜査隊を編成して、これを行うものとする。
- 3 関係都道府県警察が前項の規定により広域捜査隊を編成するときは、関係都道府県警察の警察本部長は、法第61条の2第1項の規定により協定を締結し、当該協定（以下この節において「本部長協定」という。）に従つて関係都道府県警察の一の警察官（法第60条第1項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は管区警察局の警察官を含む。）に当該広域捜査隊の指揮を行わせるものとする。
- 4 広域捜査隊の長は、広域捜査隊長とし、前項の一の警察官をもつて充てるものとする。
- （広域捜査隊に関する協定）**
- 第28条** 公安委員会協定において定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 広域初動捜査等を共同して行うこととする事案の種別
- (2) 広域初動捜査等を共同して行うこととする区域
- (3) 広域初動捜査等の具体的範囲
- 2 本部長協定において定める事項は、次のとおりとする。

(1) 広域捜査隊長が指揮を行うに当たつて遵守すべき事項  
 (2) 広域捜査隊長の指名  
 (3) 広域捜査隊の編成  
 (4) 広域捜査隊の活動の拠点となる場所  
 (5) 広域捜査隊の解散

- 3 前2項に定めるもののほか、前条第1項の規定により共同して広域初動捜査等を行うため必要な事項は、本部長協定において定めるものとする。  
**第29条** 都道府県警察は、公安委員会協定又は本部長協定を締結し若しくは廃止し、又はこれらの協定の内容を変更したときは、その旨及び当該協定の内容を警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。  
 (警察庁等の調整)

**第30条** 警察庁及び管区警察局は、公安委員会協定又は本部長協定の締結及び実施に關し、協定の案の提示その他の必要な調整を行うものとする。

**附 則**

この規則は、昭和32年9月1日から施行する。

**附 則** (昭和47年10月26日国家公安委員会規則第5号)

この規則は、昭和47年12月1日から施行する。

**附 則** (昭和49年9月12日国家公安委員会規則第5号)

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

**附 則** (平成五年九月一三日国家公安委員会規則第一一号) 抄

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成六年七月一九日国家公安委員会規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成七年五月二六日国家公安委員会規則第七号)

この規則は、刑法の一部を改正する法律の施行の日(平成七年六月一日)から施行する。

**附 則** (平成八年七月五日国家公安委員会規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一年六月一八日国家公安委員会規則第八号) 抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一六年四月一日国家公安委員会規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条及び第十三条の改正規定、第二章第三節中第十三条の次に一条を加える改正規定並びに第二十七条第三項の改正規定は、平成十六年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月三一日国家公安委員会規則第八号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号) 抄

(施行期日)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。